

埼玉県市町村福祉医療費助成事業システム改修費補助金交付要綱

(趣旨)

- 第1条 県は、市町村が実施している福祉医療費助成制度において、令和4年10月診療分から未就学児を対象に現物給付方式を導入するにあたり、乳幼児、重度心身障害者、ひとり親家庭等医療費助成制度の円滑な改正を図るため、市町村に対し、福祉医療費助成事業システムの改修に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付する。
- 2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金対象経費及び補助金の額)

- 第2条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助金対象経費」という。）及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助対象経費	未就学児を対象とする埼玉県内全域での現物給付方式に対応した福祉医療費助成事業システムの改良に必要な経費
補助金の額	対象経費の2分の1以内（補助対象上限額：100万円） ただし、さいたま市については補助上限額を66万6千円とする。

(交付の申請)

- 第3条 補助金の交付を受けようとする者は、別に定める日までに、埼玉県市町村福祉医療費助成事業システム改修費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、県に申請しなければならない。
- (1) 補助事業計画書（様式第2号）
 - (2) 補助の対象となる経費の根拠となるもの
 - (3) その他県が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

- 第4条 県は前条に規定する申請書等の提出があった場合において適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、当該申請者に対し、埼玉県市町村福祉医療費助成事業システム改修費補助金交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。
- 2 県は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認める場合には、必要な条件を付けるものとする。

(申請の取下げ)

- 第5条 前条第1項の規定による決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、同項の規定による交付の決定の通知を受けた日から30日以内にその旨を記載した書面を県に提出しなければならない。

(変更の承認の申請)

- 第6条 補助事業者は、規則第6条第1項第1号の承認を受けようとするときは、埼玉県市町村福祉医療費助成事業システム改修費補助金変更承認申請書（様式第4号）に次に

掲げる書類を添えて、県に提出しその承認を受けなければならない。ただし、補助金の額の変更を伴わない事業計画における補助対象経費20パーセントを超えない変更については、この限りでない。

- (1) 補助事業変更計画書（様式第5号）
- (2) 補助の対象となる経費の根拠となるもの
- (3) その他県が必要と認める書類

（指示及び検査）

第7条 県は、補助事業者に対し、必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。

（状況報告）

第8条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに県に報告しなければならない。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、埼玉縣市町村等福祉医療費助成事業システム改修費補助金実績報告書（様式第6号）に、次に掲げる書類を添えて、当該補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は交付決定を受けた日の属する会計年度の末日のいずれか早い日までに、県に報告しなければならない。

- (1) 補助金所要額確定調書（様式第7号）
- (2) 補助事業に係る収支決算
- (3) 補助の対象となる事業の完了及び経費実績額の証拠となるもの

（補助金の確定及び交付）

第10条 県は、前条の規定による報告を受けた場合において、適当と認めるときは補助金の額を確定し、埼玉縣市町村福祉医療費助成事業システム改修費補助金交付確定通知書（様式第8号）により補助事業者に通知するものとする。

- 2 前項の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、速やかに県に請求するものとする。
- 3 県は、前項の規定に基づく請求を受けたときは、補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第11条 県は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第4条第2項の規定により県が付けた条件に違反したとき。
 - (2) 第6条の規定に違反したとき。
 - (3) 第7条の規定による県の指示に従わなかったとき又は検査を拒み、忌避し、若しくは妨げたとき。
 - (4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- 2 前項の規定により、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合にあっては、県は当該取消しに係る部分に関し既に交付した補助金の返還を命ずるものとする。

(補助金の経理等)

- 第12条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。
- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了した日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(その他)

- 第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は県が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

年度埼玉県市町村福祉医療費助成事業システム改修費補助金交付申請書

第 号
年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

市町村長

下記により 年度埼玉県市町村福祉医療費助成事業システム改修費補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 円
- 2 関係書類
別紙のとおり

様式第3号（第4条関係）

年度埼玉縣市町村福祉医療費助成事業システム改修費補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

市町村長 様

埼玉県知事 (公印省略)

年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度埼玉縣市町村福祉医療費助成事業システム改修費補助金については、下記のとおり交付する。

記

1 交付決定額 金 円

2 支払方法 精算払とする。

3 条 件

- (1) この補助金は、交付目的以外の事業に使用しないこと。
- (2) この事業を中止し、若しくは廃止し、又は事業の内容を変更するときは、県の承認を受けること。
- (3) この事業の遂行が困難となったときは、速やかに県に報告すること。

様式第4号（第6条関係）

年度埼玉県市町村福祉医療費助成事業システム改修費補助金変更承認申請書

第 号
年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

市町村長

年度埼玉県市町村福祉医療費助成事業システム改修費補助金については、 年
月 日付け第 号で交付決定を受けたところですが、その後の事情により補助事
業等に要する経費の配分又は補助事業等の内容の変更をしたいので下記のとおり申請しま
す。

記

- 1 変更を必要とする理由
- 2 関係書類
別紙のとおり

様式第6号（第9条関係）

年度埼玉縣市町村福祉医療費助成事業システム改修費補助金実績報告書

第 号
年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

市町村長

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定（変更交付決定）の通知を受けた 年度埼玉縣市町村福祉医療費助成事業システム改修事業が完了したので、補助金等の交付手続等に関する規則第13条の規定により、下記の関係書類を添えて報告します。

記

- 1 関係書類
別紙のとおり

様式第8号（第10条関係）

年度埼玉県市町村福祉医療費助成事業システム改修費補助金交付確定通知書

第 号
年 月 日

市町村長 様

埼玉県知事 (公印省略)

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知をした 年度
埼玉県市町村福祉医療費助成事業システム改修費補助金については、 年 月
日付け 第 号で提出のあった実績報告書等に基づき、下記のとおりその額を
確定したので、補助金等の交付手続等に関する規則第14条の規定により通知します。

記

- | | | | |
|---|-------|---|---|
| 1 | 交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 交付確定額 | 金 | 円 |